


看護補助者処遇改善事業補助金 想定される執行スケジュール(イメージ)

	国	都道府県	医療機関(市町村含む)
1月	都道府県へ実施要綱を発出	対象医療機関へ周知 予算案編成	医療機関、法人等における給与改定手続き開始(労使交渉等)
2月		↓ 県議会で予算措置	賃金引き上げを開始 賃金改善開始(予定)の報告
3月	補助金予算の繰越手続き	公立病院については、別途、賃金引き上げ反映分の歳出予算編成及び条例改正	公立病院については、別途、賃金引き上げ反映分の歳出予算編成及び条例改正
4月	都道府県へ交付要綱を発出	医療機関へ交付要綱等を発出	
5月			補助金による賃金改善実施期間終了
6月	(令和6年度診療報酬改定)		処遇改善報告書提出
7月	都道府県からの申請×切 都道府県への交付決定・精算交付	医療機関からの申請のとりまとめ 医療機関への交付決定・精算交付	
8月			補助金受給



賃金引き上げ